

所管事項調査

目次

	ページ
1 「第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」、「長崎市犯罪被害者等支援計画」、「第二次長崎市再犯防止推進計画」の策定について・・・・・・	2~23
2 第2期長崎市地域まちづくり計画の策定について・・・・・・	24~41
3 第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の策定について・・・・・・	42~62
4 新火葬場整備にかかる建替え場所の検討状況について・・・・・・	63~67
5 ながさきピース文化祭2025の報告について・・・・・・	68~79

市民生活部
令和7年11月

1 「第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」
「長崎市犯罪被害者等支援計画」
「第二次長崎市再犯防止推進計画」
の策定について

1 計画の概要

(1) 目的・背景

長崎市では、平成15年の男児誘拐殺人事件を受け、平成16年に「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行し、安全で安心なまちづくりに取り組んできたが、平成19年に伊藤元市長銃撃事件が発生するなど、安全で安心なまちづくりに向けたさらなる取組が求められることとなり、平成21年3月に「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定している。

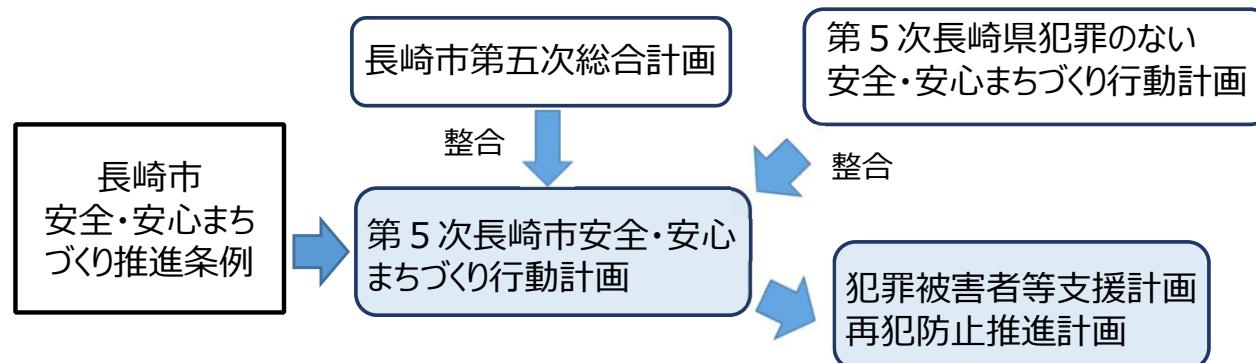
これまでの経緯及び現状を踏まえて、犯罪のない安全で安心なまちづくりに資するため、総合的かつ計画的な推進を図る次期行動計画を策定するもの。

安全の範囲

この計画における「安全」とは、長崎市安全・安心まちづくり推進条例を踏まえ、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪に係る安全とする。

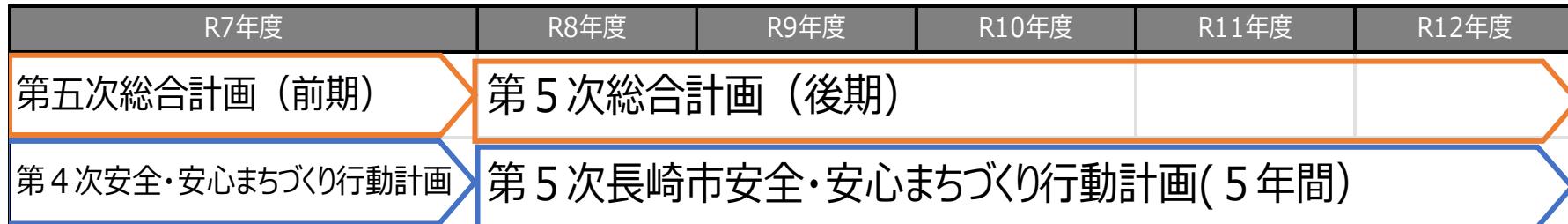
(2) 位置付け

この計画は、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を踏まえ、「長崎市第五次総合計画」及び「第5次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」との整合を図る。



(3) 計画期間

長崎市第五次総合計画との整合を図るため、次のとおりとする。（R8年度～R12年度）



(4) 策定スケジュール（予定）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局		取組状況照会・議会		パブコメ	原案作成	策定
推進本部	①骨子案検討	②素案検討（11月上旬）				報告（書面）
推進本部幹事会		①素案検討（書面）				報告（書面）
推進協議会	①骨子案検討	②素案検討（11月中旬）				報告（書面）

成果指標一覧(計画全体・意識づくり)

黄色セルは目標値超
青色セルは75%以上達成

基本方向	成果指標	単位	基準値	R 4	R 5	R 6	目標値
計画全体	人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率） [暦年]	件	295 (令和元年)	243	308	330	191以下 (令和7年)
計画全体	長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合	%	87.8 (令和元度)	84.6	85.4	85.6	90.0 (令和7年度)
意識づくり	消費者トラブルにあわないように注意している市民の割合	%	89.8 (令和2年度)	82.8	87.2	89.2	94.9 (令和7年度)
意識づくり	人権啓発資料（広報紙折込含む）作成回数	回	2 (令和2年度)	2	3	3	2 (令和7年度)
意識づくり	データDV防止授業開催数	回	22 (平成28年度～令和元年度平均)	20	23	25	23 (令和7年度)
意識づくり	少年補導委員の年間活動実施率	%	88 (令和元年度)	93.7	96	100.8	90 (令和7年度)
意識づくり	社会環境実態調査対象店舗への調査実施率	%	69.6 (令和2年度)	100	100	100	100.0 (令和7年度)
意識づくり	スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合	%	67 (令和元年度)	83.5	84.6	84.7	85 (令和7年度)

成果指標一覧(地域づくり)

黄色セルは目標値超
青色セルは75%以上達成

基本方向	成果指標	単位	基準値	R 4	R 5	R 6	目標値
地域づくり	青色回転灯防犯パトロール活動団体数	団体	20 (令和2年度)	21	21	19	23 (令和7年度)
地域づくり	子どもを守るネットワークパトロール実施回数 令和6年度より「子どもを守るネットワーク事業実施小学校区割合」へ変更	回→%	4,478→100% (令和2年度)	3969	6788	100%	6,200→100% (令和7年度)
地域づくり	安全教育推進研修会の参加者数	人	162 (令和2年度)	149	176	152	160 (令和7年度)
地域づくり	防犯ブザーの小学生所有率	%	84.2 (令和2年度)	88.7	88.9	88.7	100.0 (令和7年度)
地域づくり	防犯ブザーの中学生所有率	%	45.0 (令和2年度)	46.5	49.1	46.5	50.0 (令和7年度)
地域づくり	児童虐待相談で改善した割合	%	87.2 (令和2年度)	91	91	88.4	88.0 (令和7年度)
地域づくり	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（小学生）	%	90.3 (令和2年度)	91.5	91	91	90.3 (令和7年度)
地域づくり	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（中学生）	%	88.4 (令和2年度)	88.3	89.4	90.8	88.4 (令和7年度)

成果指標一覧(社会づくり)

黄色セルは目標値超
青色セルは75%以上達成

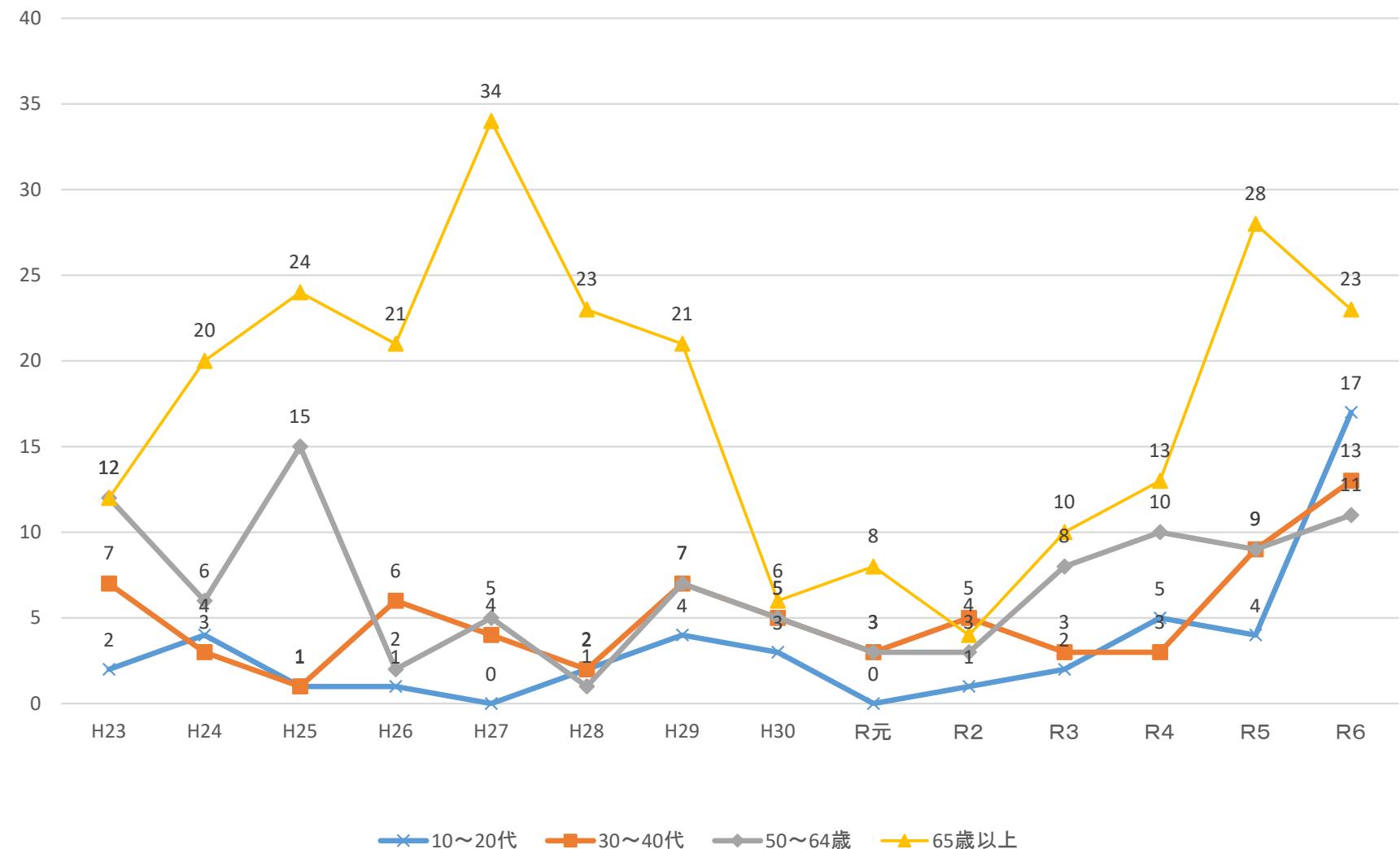
基本方向	成果指標	単位	基準値	R 4	R 5	R 6	目標値
社会づくり	アマランス相談の認知度	%	44.3 (平成30年度)	38.4	38.3	41.1	53.0 (令和 7 年度)
社会づくり	犯罪被害者等支援相談により支援につながった人数	人	5 (令和元年度)	4	6	2	10 (令和 7 年度)
社会づくり	犯罪被害者等支援に係る見舞金の申請から支給決定までの平均処理期間	週間	–	3	2	5	4 (令和 7 年度)
社会づくり	長崎市（長崎市を管轄する4警察署管内）における刑法犯検挙者中の再犯者数 [暦年]	人	363 (令和元年)	272	315	289	290 (令和 7 年)
社会づくり	道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	%	58.8 (令和 2 年度)	53.3	57.5	55.6	59.8 (令和 7 年度)
社会づくり	市が管理する街路灯総数	灯	41,233 (令和 2 年度)	42,065	42,340	42,549	42,983 (令和 7 年度)
社会づくり	特定空家等の年間解決件数	件	70 (令和 2 年度)	62	96	103	75 (令和 7 年度)

長崎市内の罪種別刑法犯認知件数

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
凶悪犯	10	12	4	8	11	17
粗暴犯	155	103	92	116	164	166
窃盗犯	741	547	570	541	612	626
知能犯	103	81	108	122	201	243
風俗犯	24	14	14	24	35	50
その他	197	155	158	172	186	199
総数	1,230	912	946	983	1,209	1,301

過去5年間の罪種別刑法犯認知件数では、窃盗犯が最も多く平均して全体の約6割を占めている。また、近年知能犯が増加しており、令和2年と比べると約3倍に増加している。

〈ニセ電話詐欺の年齢別被害件数の推移〉



知能犯の一つであるニセ電話詐欺の被害者については、以前は高齢者多かったものの、近年は全世代において満遍なく被害者が増えている。

1市2町(長崎市・長与町・時津町)の現況について

1市2町における人口の推移

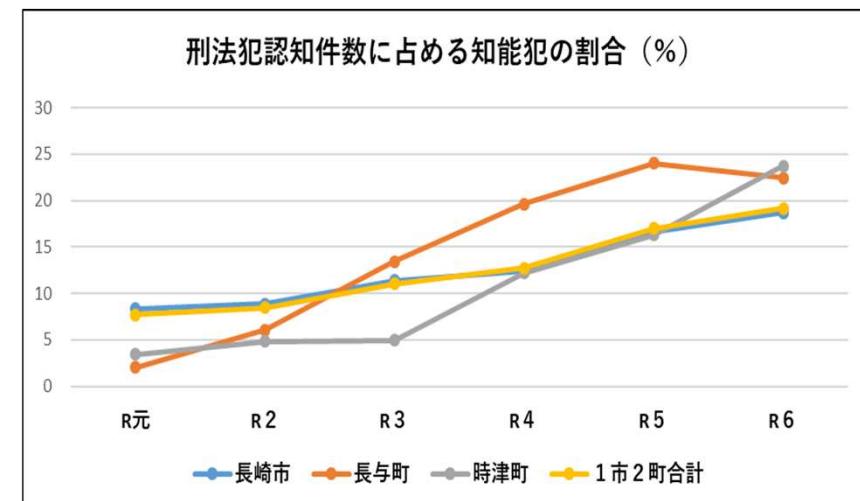
地域	総人口(人)						25年での減少率(%)
	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	
長崎市	413,353	394,707	375,074	354,735	333,230	311,082	▲ 24.74
長与町	42,111	41,246	40,040	38,476	36,648	34,593	▲ 17.85
時津町	29,146	28,256	27,068	25,685	24,180	22,607	▲ 22.44
合計	484,610	464,209	442,182	418,896	394,058	368,282	▲ 24.00

※25年間で1市2町合計116,328人の減少が予測されている

出典:国立社会保障・人口問題研究所

1市2町における犯罪の発生状況等

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
長崎市	発生件数	1,230	912	946	983	1,209
	知能犯	103	81	108	122	201
長与町	発生件数	49	33	52	56	75
	知能犯	1	2	7	11	18
時津町	発生件数	117	83	81	90	98
	知能犯	4	4	4	11	16
計	発生件数	1,396	1,028	1,079	1,129	1,382
	知能犯	108	87	119	144	235



- ・犯罪発生件数は長らく減少傾向にあったが、近年はニセ電話詐欺やSNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺をはじめとする知能犯の発生により増加傾向に転じている。
- ・最近では闇バイトによる強盗事件など全国で相次いでおり、SNSなどを通じて結び付き、犯罪を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」への対策も課題となる。

【計画の方向性】

- ・現計画ではインターネットで加害者にならないための情報モラルについての取組を記載していたが、近年増加しているニセ電話詐欺やSNSを使用した詐欺から身を守るために記載を行う。
- ・人口減少による防犯関係団体等の担い手不足が問題となっているため、1市2町（長崎市・長与町・時津町）と連携した取組を勘案する。

2 計画改定の方針

長崎市安全・安心まちづくり推進条例では、「市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現すること」を目的としている。

本計画においては、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」と整合性を図っている中で、近年の情勢を踏まえ以下2点について見直しを行う。

- ①近年、刑法犯認知件数が増加しており、特に「知能犯」が占める割合が大きくなっている。
特にニセ電話詐欺やSNSを悪用した犯罪が増えており、市民の防犯意識の向上を図る
- ②人口減少による防犯関係団体等の担い手不足が問題となっているため、
1市2町（長崎市・長与町・時津町）と連携した取組を勘案する。

また、計画の基本理念は、第4次計画と同様に次のとおりとする。なお、取組項目については、同一内容の取組項目が多いため、内容の集約化を図ることとする。

市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現

また、重点施策である「犯罪被害者支援」「再犯防止」については別途、「長崎市犯罪被害者等支援計画」と「長崎市再犯防止推進計画」のとおりとする。

3 計画の成果指標

(計画全体・意識づくり)

基本方向	成果指標	単位	基準値	目標値	所管課
計画全体	人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）〔暦年〕	件	330 (令和6年)	191 (令和12年)	自治振興課
計画全体	長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合	%	85.6 (令和6年度)	90.0 (令和12年度)	自治振興課
意識づくり	人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	%	93.5 (令和6年度)	97.0 (令和12年度)	人権男女共同参画室
意識づくり	デートDV防止授業開催数	回	25 (令和6年度)	25 (令和12年度)	人権男女共同参画室
意識づくり	少年補導委員の年間活動実施率	%	100.0 (令和6年度)	100.0 (令和12年度)	こどもみらい課
意識づくり	社会環境実態調査対象店舗への調査実施率	%	100.0 (令和6年度)	100.0 (令和12年度)	こどもみらい課
意識づくり	スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合	%	84.7 (令和6年度)	85.0 (令和12年度)	生涯学習企画課

(地域づくり・社会づくり)

基本方向	成果指標	単位	基準値	目標値	所管課
地域づくり	子どもを守るネットワーク事業実施小学校区割合	%	100.0 (令和6年度)	100.0 (令和12年度)	こどもみらい課
地域づくり	安全教育推進研修会の参加者数	人	152 (令和6年度)	160 (令和12年度)	学校教育課
地域づくり	防犯ブザーの小学生所有率	%	88.7 (令和6年度)	90.0 (令和12年度)	学校教育課
地域づくり	防犯ブザーの中学生所有率	%	46.5 (令和6年度)	50.0 (令和12年度)	学校教育課
地域づくり	児童虐待相談で改善した割合	%	88.4 (令和6年度)	95.0 (令和12年度)	子育てサポート課
地域づくり	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（小学生）	%	91.0 (令和6年度)	93.0 (令和12年度)	学校教育課
地域づくり	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（中学生）	%	90.8 (令和6年度)	93.0 (令和12年度)	学校教育課
社会づくり	DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合	%	41.1 (令和6年度)	50.0 (令和12年度)	人権男女共同参画室
社会づくり	道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	%	55.6 (令和6年度)	55.6 (令和12年度)	土木企画課
社会づくり	市が管理する街路灯総数	灯	42,549 (令和元年)	43,200 (令和12年度)	土木建設課
社会づくり	特定空家等の年間解決件数	件	103 (令和6年度)	100 (令和12年度)	建築指導課

1 計画の概要

(1) 目的・背景

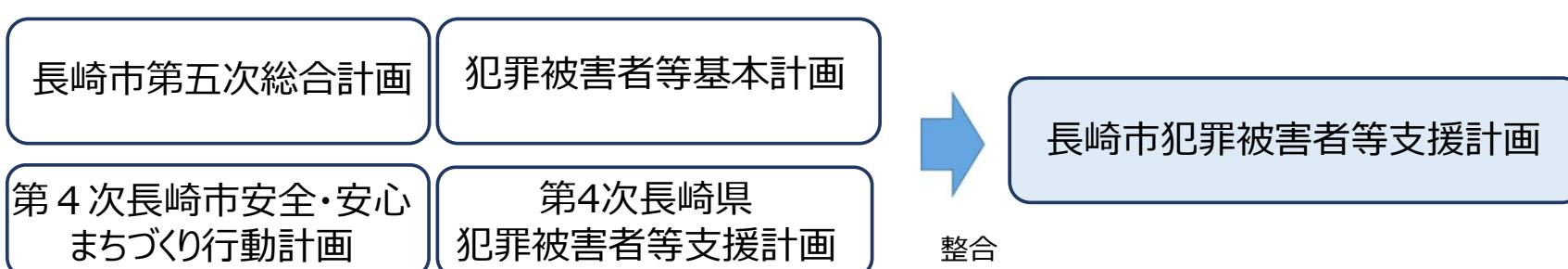
全国的に犯罪の発生件数が減少傾向にある中、近年、長崎市においても刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、依然として犯罪は発生し、犯罪被害者等は直接的な被害のみならず、二次被害や再被害に苦しんでいる状況にある。

そのような犯罪被害者等が被害から早期に回復し、再び平穏な生活を取り戻すためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援の充実が必要であり、また、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民が共有し、犯罪被害者等を支える地域社会の実現を目指す必要があることから、令和4年4月に「長崎市犯罪被害者等支援計画」を策定している。

なお、本計画については整合を図る「第4次長崎県犯罪被害者等支援計画」の期間が令和4年度から令和8年度までとなっていることから、策定期間を1年間延長し、令和9年度にて改定を行おうとするもの。

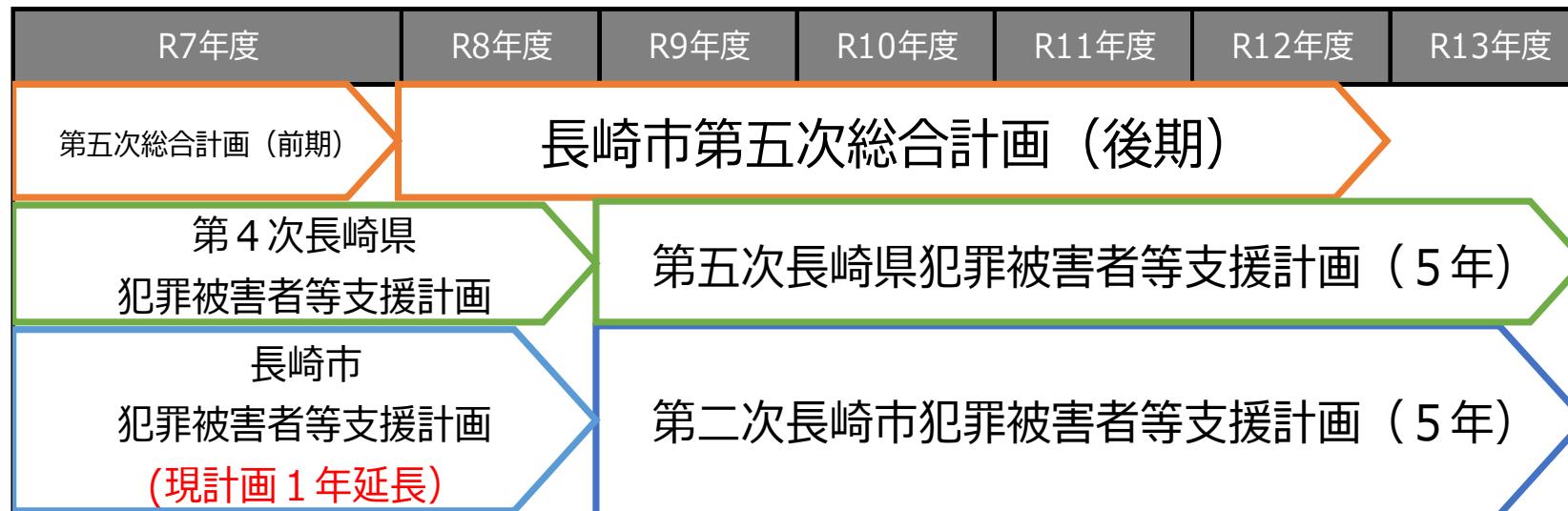
(2) 位置付け

この計画は、「長崎市犯罪被害者等支援条例条例」第7条に基づく計画で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」や、「第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」と整合を図るとともに、国の「犯罪被害者等基本計画」及び「第4次長崎県犯罪被害者等支援計画」とも整合を図っている。



(3) 計画期間

長崎県犯罪被害者等支援計画との整合を図るために、次のとおりとする。



【参考（現計画の内容等）】

長崎市犯罪被害者等支援条例では、「犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ること」を目的としている。

本計画の基本理念は、この条例の目的を踏まえて定められていることから、犯罪被害者等の支援は次のとおり行う。

- 1 個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行う
- 2 犯罪被害者等の状況に応じて、迅速かつ適切に行う
- 3 必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行う
- 4 犯罪被害者等のプライバシーに配慮して適切に行う

本計画では、「第4次長崎県犯罪被害者等支援計画」と整合を図りながら、市において対象を明確にするため、次の4項目を基本方針としている。

長崎市犯罪被害者等支援計画

【支援体制の整備・充実】

犯罪等の被害に関する相談や各種手続きのワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、関係部署・関係機関との連携体制の充実を図ります。

【経済的負担の軽減】

犯罪被害者等が、早期に生活の安定が図られるように、経済的な支援や居住・就労の場の確保の支援を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

【心身の被害回復・防止】

専門機関との連携も含め、必要な保健・医療・福祉サービスの提供が受けられるよう支援するとともに、心身の安全の確保が図られるよう支援することによって、精神的・身体的被害からの回復や二次被害・再被害の防止を図ります。

【犯罪被害者等への理解の促進】

広報及び啓発活動により、誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識の醸成や犯罪被害者等の人権尊重と支援への協力に関する理解の促進を図ります。

1 計画の概要

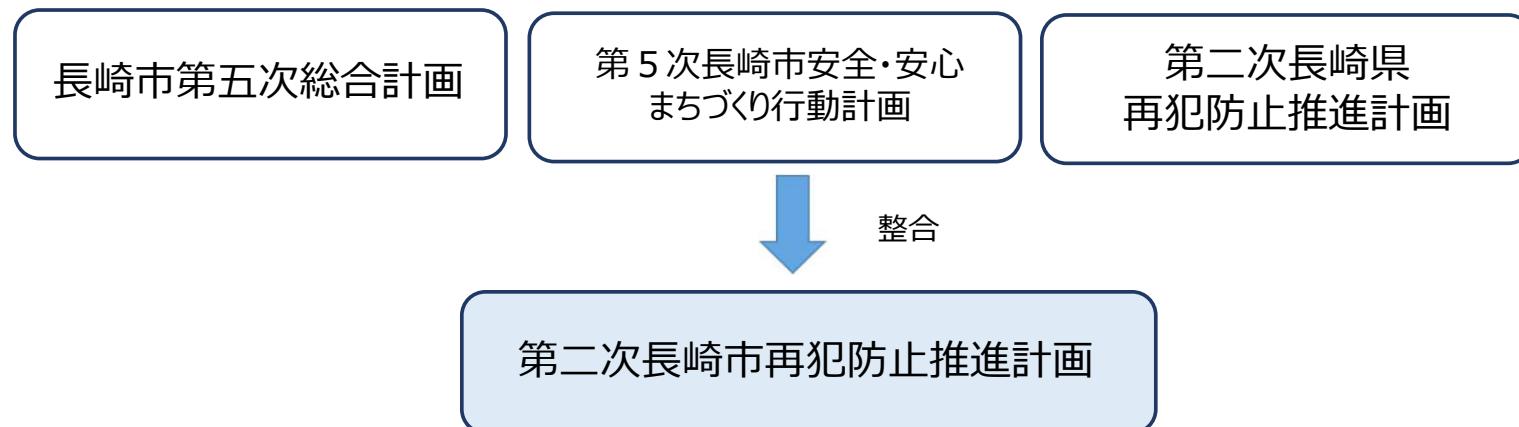
(1) 目的・背景

全国の刑法犯認知件数は平成15年以降、減少し続いているものの、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、安全で安心な社会を実現するうえで、再犯防止対策の必要性が高まっており、令和4年4月に「長崎市再犯防止推進計画」を策定している。

次期計画の策定については、法律では努力義務となっているものの、令和5年における長崎市の再犯者率は50.9%と半数以上を占めていることから、引き続き市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指すため、「第二次長崎市再犯防止推進計画」を策定するもの。

(2) 位置付け

この計画は、「再犯の防止等に関する法律」第8条の規定に基づき「再犯防止推進計画」を勘案して策定する「地方再犯防止推進計画」で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」や、「第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」と整合を図るとともに、「第二次長崎県再犯防止推進計画」とも整合を図っている。

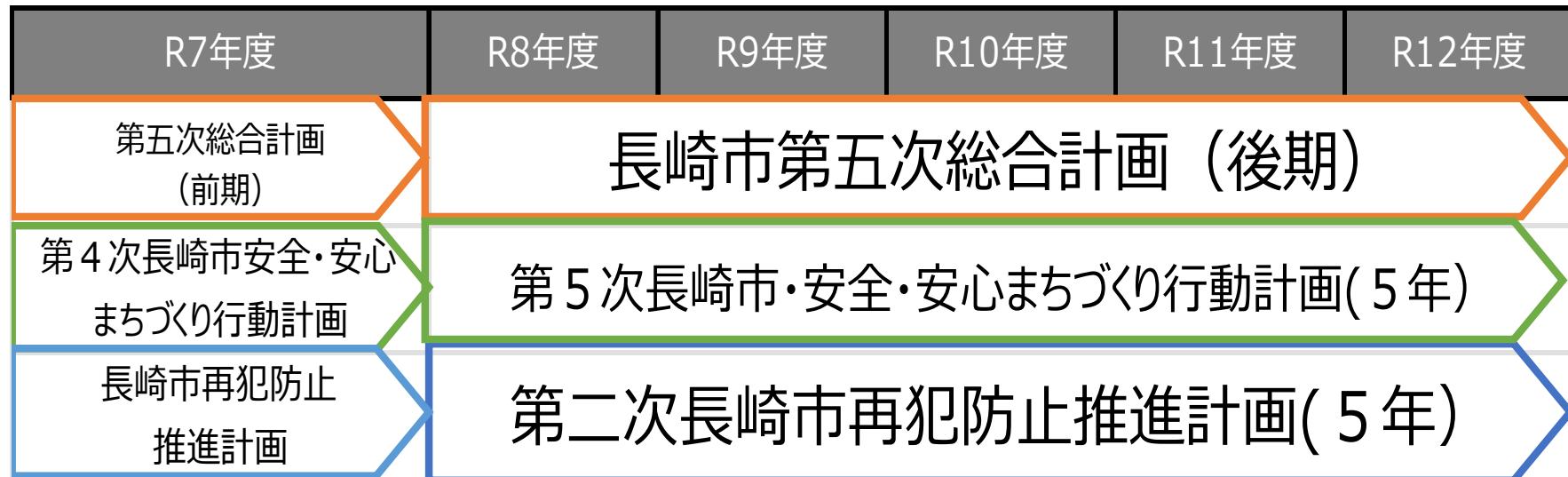


【計画の方向性】

第二次長崎県再犯防止推進計画と整合性を図り、特に見直しがあった、「地域による包摂の推進」の項目についての取組内容について、見直しを行う。

(3) 計画期間

長崎市第五次総合計画との整合を図るため、次のとおりとする。（R8年度～R12年度）



(4) 策定スケジュール※長崎市安全・安心まちづくり行動計画に沿ったスケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局		取組状況照会・議会		パブコメ	原案作成	策定
推進本部	①骨子案検討	②素案検討（11月上旬）			報告（書面）	
推進本部幹事会		①素案検討（書面）			報告（書面）	
推進協議会	①骨子案検討	②素案検討（11月中旬）			報告（書面）	

2 計画改定の方針

次期計画について、「第二次長崎県再犯防止推進計画」と整合を図り、前回の課題を踏まえ、取り組む。なお、取組項目については、類似する内容を統合し、内容の集約化を図ることとする。

3 計画の基本方向

次期計画では、「第二次長崎県再犯防止推進計画」と整合を図りながら、市において対象を明確にするため、次の6項目を課題とする。

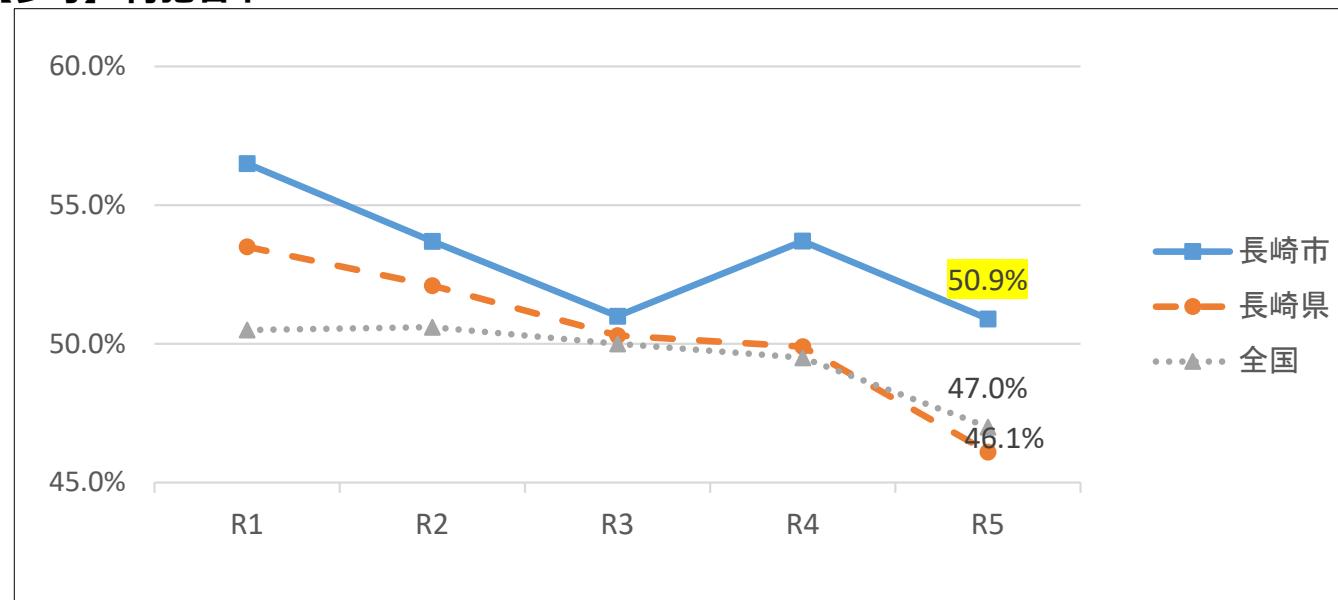
第二次長崎市再犯防止推進計画（案）	
【保健医療・福祉サービスの利用の促進等】	犯罪をした人等が、高齢や障害等により医療や福祉の支援を必要とする場合であっても、支援につながっていない事例も多いと考えられることから円滑にサービスを利用できるよう支援します。
【住居の確保】	犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、それぞれの状況に応じた住居の確保を支援します。
【就労の確保】	犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、それぞれの状況に応じた就労の確保を支援します。
【非行の防止と修学支援】	将来を担う児童・生徒等の健全育成を図り、学校や地域において非行の未然防止及び早期の対応を行うとともに、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援に取り組みます。
【広報・啓発活動の推進】	犯罪をした人等が犯罪を繰り返さないよう規範意識の向上を図るとともに、これらの人人が社会において孤立することのないよう、再犯防止についての市民の理解を深める活動を推進します。
【地域による包摂の推進】（旧：関係機関・団体との連携強化）	矯正施設出所者等が社会に円滑に復帰し、地域の一員として自立した生活を営むためには、 <u>出所後の初期段階から継続的で包括的な支援が必要となること</u> から、関係機関・団体 <u>相互</u> の連携体制をさらに強化及び充実するとともに、 <u>途切れることのない支援体制</u> を整備します。

4 計画の成果指標

令和6年統計が発表されていないが、令和12年の目標値は県の方針に倣い、40%以下を目標値と定める(令和5年は50.9%)

長崎市（長崎市を管轄する4警察署管内）における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合 [暦年]	%	確認中 (令和6年)	40.0 (令和12年)
--	---	---------------	-----------------

【参考】再犯者率



(出所:福岡矯正管区提供データ)

保護司の充足率
(定数に対しての現員数)について

全国の充足率は89%
長崎県の充足率が87%に対し
長崎地区(長崎市・長与町・時津町)の
充足率は80%となっている
(令和6年1月1日時点)

なお、令和7年10月末時点での長崎県の
充足率は83%、長崎地区は73%となっ
ている。

体系図(意識づくり)

旧				新		
基本方向	重点施策	取組方針	変更理由	基本方向	重点施策	取組方針
意識づくり	規範意識の向上	<p>④情報モラルの向上</p> <p>SNS等での誹謗中傷など、インターネット上における犯罪やトラブルの加害者にならないよう、情報モラルの向上に取り組みます</p> <p>【取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンなどの使い方やマナー等の指導徹底 ・メディア利用のルールづくり 他 	<p>情報モラルは加害者になることを防ぐという意味が強かったが、近年の犯罪情勢を鑑みて、全世代がインターネットによる犯罪に巻き込まれる危険性が高くなっているため、より包含な意味を持つインターネットリテラシーという文言に変更</p>	意識づくり	規範意識の向上	<p>④インターネットリテラシー※の向上 ※インターネット上の情報を正しく理解・判断し、適切に活用すること</p> <p>デジタル化の進展に伴い、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進む中で、情報通信技術を悪用したサイバー犯罪や、悪質・巧妙化するニセ電話詐欺、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺などにあわないことや、SNS等での誹謗中傷など、インターネット上における犯罪やトラブルの加害者にならないよう、インターネットリテラシーの向上に取り組みます。</p>

体系図(地域づくり)

旧				新		
基本方向	重点施策	取組方針	変更理由	基本方向	重点施策	取組方針
地域づくり	地域の防犯・安全活動の促進	<p>①地域の防犯活動団体等への支援</p> <p>地域の安全・安心なまちづくりの推進を図るため、地域安全活動や防犯意識の高揚に取り組む防犯活動団体等を支援します。</p> <p>【取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯パトロール活動への支援 ・長崎市防犯協会連合会に対する助成金の交付 他 <p>②地域の防犯・安全活動の促進</p> <p>地域で実施する自主的な防犯活動を活性化するため、必要な支援等を行います。</p> <p>【取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置に対する補助金の交付 他 	取組方針について②地域の防犯・安全活動の促進と内容に共通点が多いため統合	地域づくり	地域の防犯・安全活動の促進	<p>①地域の防犯活動や防犯活動団体等への支援・推進</p> <p>少子高齢化による担い手不足の中で、地域の安全・安心なまちづくりの推進を図るため、青色回転灯を装備した自動車による青色回転灯防犯パトロール活動等の地域安全活動や防犯意識の高揚に取り組む防犯活動団体等の活動を長崎市・長与町・時津町及び長崎県警察と連携して支援します。</p> <p>また、防犯カメラ等の設置といった地域で実施する自主的な防犯活動を活性化するための支援を行います。</p>

体系図(社会づくり)

旧				新		
基本方向	重点施策	取組方針	変更理由	基本方向	重点施策	取組方針
社会づくり	再犯防止の推進	<p>⑥関係機関・団体との連携強化</p> <p>再犯を防止するためには、途切れることのない支援が必要となることから、関係機関・団体との連携を図るとともに、関係団体の活動促進を図ります。</p> <p>【取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所等との連携 ・公共施設利用時の配慮 他 	国・県の取組方針に合わせて改定	社会づくり	再犯防止の推進	<p>⑥地域による包摂の推進 (長崎市再犯防止推進計画参照)</p> <p>矯正施設出所者等が社会に円滑に復帰し、地域の一員として自立した生活を営むためには、出所後の初期段階から継続的で包括的な支援が必要となることから、保護司、保護観察所、福祉・医療・雇用等の関係機関・団体との連携を強化し、途切れることのない支援体制を整備します。また、市民の意識啓発を通じた保護司等の活動の理解促進及び活動基盤を確保することで、地域における更生保護活動の促進に取り組みます。さらに、障害者や就労困難者に対する就労支援の充実を図り、社会全体で出所者等を包摂する環境づくりを推進します。</p>

2 第2期長崎市地域まちづくり計画の策定について

1 長崎市地域まちづくり計画について

(1) 計画の概要・位置付け

- 長崎市総合計画を上位計画とし、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、**安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画**としている。
- 地域におけるまちづくりをより一層推進する中で地域福祉の推進も図られると考え、**地域福祉計画を包含**している。
- 地域に向けたまちづくりの手引書**となるように地域での取組み例や市や関係機関の支援策をわかりやすく掲載し、**地域と市などが協働・連携して地域のまちづくりに取り組む**もの。
- 地域福祉のほか、防犯防災、生活環境、教育文化、地域振興など様々な分野に関わることから、本市の各個別計画と整合性を図り、“地域におけるまちづくりの視点”で包括する計画と位置付けている。

◆長崎市地域まちづくり計画と総合計画・個別計画との関係イメージ図



2 第1期計画の検証

(1) 目標指標

※指標1・3…地域コミュニティ推進室市民アンケート調査（5年に1回実施）
※指標2・4…都市経営室市民意識調査（毎年実施）

目標指標		R元年度 直近値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
(1)ご近所に助け合える人がいる人の割合	目標値			30.7%	31.7%	32.7%	33.7%
	実績値	28.7%					26.2%
(2)地域活動等に参加したいと思う人の割合	目標値			84.4%	85.4%	86.4%	87.4%
	実績値	82.4%	85.2%	85.5%	81.6%	83.8%	84.4%
(3)地域活動等に参加している人の割合	目標値			53.7%	54.7%	55.7%	56.7%
	実績値	59.4%					54.9%
(4)自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合	目標値		72.0%	73.0%	74.0%	75.0%	
	実績値	70.5%	79.9%	77.5%	75.8%	74.4%	75.6%



(2)地域活動等に参加したいと思う人は8割を超えており、実際に(3)地域活動等に参加している人は5割程度になっており、参加したいと思っている人が実際には参加につながっていないという現状となっている。

2 第1期計画の検証

(2) 地域コミュニティ推進審議会及び地域コミュニティ連絡協議会代表者会議の主な意見

関連	現状・課題
柱1-(1)	SNSの活用が進んでいる ・LINEグループ、Instagramなどでの議事録共有・各団体活動の積極的な情報発信・団体の認知度の向上が必要
柱1-(2)	様々な団体や人とのつながりが増加 ・協議会設立によりまちをよくしようとする意識の醸成、参加世代の拡大・各団体との横のつながりができた・他地域コミュニティ連絡協議会との交流
柱2-(1)	地域コミュニティ連絡協議会の設立 ・6割強の地区で設立・地域主体のまちづくりが進んでいる・財政面の支援がある・活動の幅が広がってきた 担い手に関する課題 ・担い手不足や人材不足・役員等の固定化・新たな担い手、若い世代の参画につながりにくい 持続可能な運営・活動の推進 ・持続的な運営のため後継者育成が必要・他団体との協力体制や関係性の構築が必要・継続的な財政面での支援が必要 デジタル化の必要性 ・負担軽減や若い世代等が参加しやすくするため、ITツールやSNSを活用した情報発信、情報共有、リモート会議の導入が必要

3 第2期計画について

(1) 主なポイント

- こどもや子育て世代などに、地域に対する興味・関心を持ってもらい、デジタル技術も活用しながら若い世代の地域活動への参画を推進する。
- 喫緊の課題である担い手づくりにさらに注力していく。
- 各方向性における好事例や市などの支援策を掲載することで多様な主体への横展開を図っていくもの。

3 第2期計画について

(2) 骨子案（体系図） 目指す地域の姿 みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち

2つの柱	2つの柱に取り組むための方向性	主な地域での取組み例	主な市や関係機関などの支援例
1 みんなで取り組む 地域のまちづくり	(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ ・こどもを含めた地域住民が地域（人、活動など）を知ることで愛着を育む ・日頃からあいさつ等を通じて隣近所とゆるやかにつながっておく ・困ったときには助け合える関係をつくる	・各団体による情報発信 ・地域さるくや講演会などの開催等	・様々な市の公式SNSによる情報発信 ・市民活動センター「ランタナ」による情報発信等
	(2) 様々な人や団体が参画し連携する ・個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する ・多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める	・担い手不足などで継続が困難となっていた地域活動の復活 ・学校との連携等	・自治会加入促進支援 ・長崎市いきいき地域サポーター ・遊学のまちdeやってみゅーで“U-サポ”等
	(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む ・福祉や防犯・防災、生活環境、教育文化に関することなど地域課題を把握し、共有する ・子育て世代や高齢者などの支えあい、防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む	・地域の交流、安全安心、防犯防災、生活環境に関する取組み等	・地域の防火防災力の向上 ・食生活改善推進員の支援 ・街頭補導 ・ボランティア清掃の支援等
	(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む ・地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する ・地域の魅力を発信し、活性化に取り組む	・地域資源を活かした取組み ・地域の歴史文化に関する取組み等	・地域活性化事業 ・地域コミュニティ連絡協議会の活動補助 ・移住支援等
2 未来へつなげる 体制づくり	(1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める ・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営を通して、役割分担・相互補完・負担軽減を図る ・デジタルの力も活用し、若い世代なども地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む	・デジタル技術の活用 ・若い世代の地域活動への参画等	・地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援 ・わがまちみらい情報交換会の開催 ・まちづくり支援 ・スマホサロンの開催等
	(2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む ・地域のまちづくりの担い手となる人材の発掘、育成に取り組む ・多様な主体がつながる機会を創出し、担い手の一員として連携を深める	・こどもや若い世代の意見を取り入れる ・多様な主体がつながる機会の創出（自治会加入促進の取組み含む）等	・地域づくり担い手育成のための研修会の開催 ・高齢者生活・介護支援センターの養成等
	(3) 地域への支援体制を強化する ・市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する ・市や関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実を図る ・市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する		・総合相談支援事業 ・複合的な課題等を抱える世帯、人への支援 ・高齢者の身近な総合相談支援等

※朱書き…第1期計画からの変更点

3 第2期計画について

(3) 第2期計画構成案

柱1



方向性 (1) ● ● ● ●

要旨



■ 地域での取組み例

- の取組み：○○○○



深堀地区では、深堀地区コミュニティ協議会主催で「夏休み深堀サマースクール」が開催されました。地区内にあるお寺の住職さんから深堀の歴史の講話があり、子どもたちが自分たちの地域について知る機会となりました。

■市や関係機関の支援策

- A horizontal row of five black dots, spaced evenly apart, located at the bottom center of the page.

地域の各団体が行っている取組みについて、写真等と一緒に説明

←第1期揭載

目指す地域の姿

みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち

2つの柱	2つの柱に取り組むための方向性
1 みんなで取り組む 地域のまちづくり	(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ <ul style="list-style-type: none"> ・こどもを含めた地域住民が地域（人、活動など）を知ることで愛着を育む ・日頃からあいさつ等を通じて隣近所とゆるやかにつながっておく ・困ったときには助け合える関係をつくる
	(2) 様々な人や団体が参画し連携する <ul style="list-style-type: none"> ・個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する ・多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める
	(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・福祉や防犯・防災、生活環境、教育文化に関することなど地域課題を把握し、共有する ・子育て世代や高齢者などの支えあい、防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む
	(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する ・地域の魅力を発信し、活性化に取り組む
2 未来へつなげる 体制づくり	(1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める <ul style="list-style-type: none"> ・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営を通して、役割分担・相互補完・負担軽減を図る ・デジタルの力も活用し、若い世代なども地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む
	(2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりの担い手となる人材の発掘、育成に取り組む ・多様な主体がつながる機会を創出し、担い手の一員として連携を深める
	(3) 地域への支援体制を強化する <ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する ・市や関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実を図る ・市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

柱2

未来へつなげる体制づくり

方向性（1）誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める

- ・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域活動を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営を通して、役割分担・相互補完・負担軽減を図る
- ・デジタルの力も活用し、若い世代なども地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む

要旨

人口減少社会において、地域が抱える多様な課題に対応していくため、市は「地域コミュニティ連絡協議会」の設立を推進し、地域は自治会をはじめとした様々な団体が連携し、デジタル技術も活用することで若い世代などが参加しやすい環境づくりを進め、持続可能な地域づくりを目指す。

■地域での取組み例

分野	取組み	主催者
デジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none">滑石ふれあいインフォメーションを通じた情報発信公式LINEの活用スマホ教室SNSを活用した議事録の共有大学生との連携 など	北陽小校区コミュニティ連絡協議会 鳴見台小学校区コミュニティ協議会など 日見地区コミュニティ連絡協議会 など 茂木コミュニティ連絡協議会 など 上長崎地区コミュニティ連絡協議会など
若い世代の地域活動への参画	<ul style="list-style-type: none">鳴小みらいトーク琴海地区二十歳の集い など	鳴見台小学校区コミュニティ協議会 琴海地区

■地域での取組み例

大学生との連携

上長崎地区コミュニティ連絡協議会 など



長崎大学経済学部の研究室と連携して、協議会のInstagramを大学生が運用中。

公式LINEの活用

鳴見台小学校区コミュニティ協議会 など



公式LINEにて、協議会の事業に関する情報を発信。HPへの案内や成果物の閲覧なども可能となっている。

SNSを活用した議事録の共有

茂木コミュニティ連絡協議会 など



Instagramを利用して、協議会の会議の議事録を共有している。

■市や関係機関の支援策

取組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援	話し合いの場づくりや将来のまちの理念や今後の活動内容等を掲載したまちづくり計画策定の支援及び協議会設立後の運営支援を行います。	地域コミュニティ推進室 中央総合事務所総務課、 東総合事務所地域福祉課、 南総合事務所地域福祉課、 北総合事務所地域福祉課 各地域センター
わがまちみらい情報交換会の開催	地域コミュニティ連絡協議会の設立、協議会の取り組みの参考とするために、協議会による設立の経過や活動の発表、参加者による意見交換を行う情報交換会を毎年1回開催します。	地域コミュニティ推進室
まちづくり支援	これからも地域を暮らしやすい場所とするため、地域の課題解決力を高めることを目的に、まちづくり支援を行います。	中央総合事務所総務課 東総合事務所地域福祉課 南総合事務所地域福祉課 北総合事務所地域福祉課 各地域センター
スマホサロンの開催 新規	自治会や高齢者ふれあいサロン等の集まりの場へ、スマートフォンの操作方法をレクチャーするスマホサロンサポーターを派遣し、スマホサロンを開催します。 (スマホサロンサポーターは長崎市シルバー人材センターから派遣します。)	DX推進課
ながさきマップによる行政情報の公開 新規	ながさきマップ（長崎市地図情報サービスサイト）で公共施設や防災情報等の行政情報を公開します。	DX推進課
自治会デジタル化支援事業 新規	モデル事業（R6～R8）の参加者への意向調査やアンケートの結果を基に、将来の自治会のデジタル化の在り方について検討し、推進します。	自治振興課

柱2

未来へつなげる体制づくり

方向性（2） 将来に向けた担い手づくりに取り組む

- ・地域のまちづくりの担い手となる人材の発掘、育成に取り組む
- ・多様な主体がつながる機会を創出し、担い手の一員として連携を深める

要旨

地域の持続可能性を高めるためには、将来に向けた担い手づくりが重要であり、そのためには地域交流を促進していく中で人材の発掘・育成につなげていくことや、多様な主体が連携しながらそれぞれの強みを活かして地域に関わる機会を創出することに取り組み、誰もが生き生きと暮らせる社会を目指す。

■地域での取組み例

分野	取組み	主催者
こどもや若い世代の意見を取り入れる	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもみらい会議・ 地域子育て憲章・ 福田ぶっちゃけワークショップ など	日見地区コミュニティ連絡協議会など 鳴見台小学校区コミュニティ協議会 福田小学校区コミュニティ連絡協議会
多様な主体がつながる機会の創出 (自治会加入促進の取組み含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 西北まつり・ 高齢者・学童見守り活動・ こどもの居場所づくり・ アニメ化事業(自治会加入促進)・ どい活ミーティング(自治会加入促進) など	西北校区まちづくり協議会 ダイヤランドまちづくり連絡協議会 など 村松小学校区まちづくり協議会 など 村松小学校区まちづくり協議会 土井首地区コミュニティ協議会

■地域での取組み例

地域子育て憲章

鳴見台小学校区コミュニティ連絡協議会



地域独自の子育て憲章を制定。地域の意見収集のため、タウンミーティングや多世代で構成された検討委員会での意見交換が実施された。

子どもの居場所づくり

村松小学校区まちづくり協議会 など



子どもの居場所づくりとして、こども食堂やおまつりなどのイベントの実施が行われている。

どい活ミーティング（自治会加入促進）

土井首地区コミュニティ協議会



自治会の課題である未加入、脱退、若者の参画などを地域としてどう考えるかに、協議会として取り組んでいる。自治会長と若手が集まって話し合いを行った。

■市や関係機関の支援策

取組み	説明	所管課
地域づくり担い手育成のための研修会の開催	地域づくりの担い手となる自治会向けの研修会を開催します。	自治振興課
高齢者生活・介護支援サポーターの養成	高齢者ふれあいサロンや介護施設等において地域の高齢者を支えるボランティアの養成講座を開催します。	高齢者すこやか支援課
支部指導者研修会の開催	社協支部活動の更なる充実強化を図るため、社協支部の役員を対象とした研修会を開催します。	市社協
高齢者支援スタッフ研修会の開催	社協支部で行われている、ふれあい食事サービスや高齢者ふれあいサロンなど、高齢者の居場所づくりの活動を行っている担い手を対象とした研修会を開催します。	市社協
市民防災リーダーの養成講習の開催	地域防災力の向上を図るため、地域防災活動の推進役となる市民防災リーダーを養成する講習を毎年開催します。	防災危機管理室
移住支援	地域活動の新たな担い手となることが期待される移住者の増加を図るため、「ながさき移住ウェルカムプラザ」での移住希望者のニーズに合った相談対応など、移住の実現に向けたきめ細やかな支援を行っています。	長崎創生推進室
官民連携総合窓口 新規	民間事業者からの提案を受け入れる際の課題を解決し、ハード・ソフト両面から全庁的な官民連携を推進する総合窓口を設置します。	官民連携推進室
市民主体のまちづくり活動プロモーション事業 新規	20~40代の子育て世代を含む若い世代に向け、自治会や地域コミュニティ連絡協議会への関心と参加意欲を高め、活動に参加してみようという動機付けを図ることを目的として、市民を巻き込んだ形での動画制作を行い、効果的なPRを行います。	自治振興課 地域コミュニティ推進室 市民協働推進室
ながさき型地域貢献企業等認定制度 新規	働く現役世代による地域活動への参画促進を目的に、各種地域団体が参画する地域貢献活動へ参画する企業等や従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる地域貢献活動休暇の制度を有する企業等を「ながさき型地域貢献企業等」として認定します。	自治振興課

■市や関係機関の支援策

«こどもを地域ぐるみで育てる»

取組み	説明	所管課
未来くる！！長崎プライド育成プログラム 新規	各学校のさらなるキャリア教育の充実のために長崎市版キャリア教育として実践しています。	学校教育課
街頭補導【再掲】	青少年の健全育成と非行防止を図り、少年補導委員による街頭補導を行います。	こども相談センター
放課後子ども教室の推進【再掲】	社会教育団体等に運営を委託し放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て、子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの活動補助【再掲】	子どもが安全かつ安心に過ごすことができる住みよいまちづくりを推進し、各小学校区子どもを守るネットワークの活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
青少年健全育成活動の活動補助【再掲】	地域における青少年健全育成活動の振興、非行・事故防止活動の活発化を図り、各青少年育成協議会の活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
子育て支援センターの運営費補助【再掲】	概ね3歳までの未就学児とその保護者を対象に、保護者の育児負担軽減を目的とし、気軽に利用できる地域に密着した「子育て支援センター」の運営団体に対し運営費補助金を交付します。	こども政策課
地域親子のふれあい支援【再掲】	公民館やふれあいセンターなどで、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と協力しながら、乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行います。	子育てサポート課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営【再掲】	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るために、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課
各小中学校でのファミリープログラムの開催【再掲】	ファミリープログラム(話し合い活動)を通して子育ての悩みを共有し、自己肯定感を高めます。その際のファシリテーター(進行役)の派遣の調整や謝礼金の支援を行います。	生涯学習企画課

4 計画の推進・進行管理（目標指標）

（1）計画の推進

目指す地域の姿として「みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げ、その実現に向けて2つの柱を設け、2つの柱に取り組むための方向性に沿って地域と市、関係機関が連携、協働して地域のまちづくりを推進する。

なお、市としては、長崎市地域コミュニティ推進本部において、全庁体制で推進する。

（2）進行管理

計画の推進にあたって、目指す地域の姿を実現するための目標指標と、各方向性の進捗をはかる指標を設定する。本計画は地域主体の計画であるため、各地域団体の活動状況なども併せて、地域コミュニティ推進本部及び地域コミュニティ推進審議会での十分な議論のもとに、総合的に進行管理していく。

また、社会情勢の変化などに応じて指標の見直しを図る。

（3）目標指標

目標指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度	指標の説明 (アンケート調査の結果による)	所管課
1 ご近所に助け合える人がいる人の割合	26.2%	32.2%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。	地域コミュニティ推進室
2 地域活動等に参加したいと思う人の割合	84.4%	85.0%	・85%の割合を維持することを目標とする。	自治振興課
3 地域活動等に参加している人の割合	54.9%	60.9%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。	地域コミュニティ推進室
4 自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合	75.6%	81.6%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。	地域コミュニティ推進室

4 計画の推進・進行管理（方向性の進捗をはかる指標）

(4) 方向性の進捗をはかる指標 ※総合計画や各個別計画において、各事業の進捗をはかるために設定している目標値を用いる。

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ

指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度
自治会加入率	60.1%	65.0%
市政情報の発信に満足している市民の割合	70.9%	75.0%

(2) 様々な人や団体が参画し連携する

指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度
自治会加入率【再掲】	60.1%	65.0%
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】	48地区	78地区
地域でのボランティア活動に参加した学生数	5,433人	5,767人

(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む

指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度
地域の防火防災訓練実施率	78.8%	100.0%
自主防災組織活動力バー率	72.1%	75.1%
青少年育成協議会の活動実施率	94.4%	100%
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲（捕獲隊）の組織数【累計】	142組織	160組織
各地区が住みやすいと思う市民の割合	72.6%	75.6%
自宅や学校以外で放課後に自分一人や友達と過ごせる場所が身近にあると思う割合（小～高校生）	83.5%	85.5%

(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度
移住者数	546人	550人
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	86.8%	90.0%
各地区が住みやすいと思う市民の割合【再掲】	72.6%	75.6%

※網掛けは第2期からの新規指標

4 計画の推進・進行管理（方向性の進捗をはかる指標）

（4）方向性の進捗をはかる指標

※総合計画や各個別計画において、各事業の進捗をはかるために設定している目標値を用いる。

柱2 未来へつなげる体制づくり

- (1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める (2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む

指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数 [累計] 【再掲】	48地区	78地区

- (3) 地域への支援体制を強化する

指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度
地域から受けた相談が完結した割合	77.0%	83.0%
多機関型地域包括支援センターが支援した世帯数	479世帯	415世帯
長崎市社会福祉協議会の総合相談窓口相談件数	1,455件	1,737件
お住まいの地域の「地域包括ケアシステム」ができていると感じている市民の割合	34.4%	37.0%

指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度
高齢者生活・介護サポーターの新規養成者数	63人	152人
移住者数【再掲】	546人	550人
長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだと思っている小中学生の割合	92.0%	95.0%
ながさき型地域貢献企業等に認定を受けた企業の従業員数	293人	12,300人

※網掛けは第2期からの新規指標

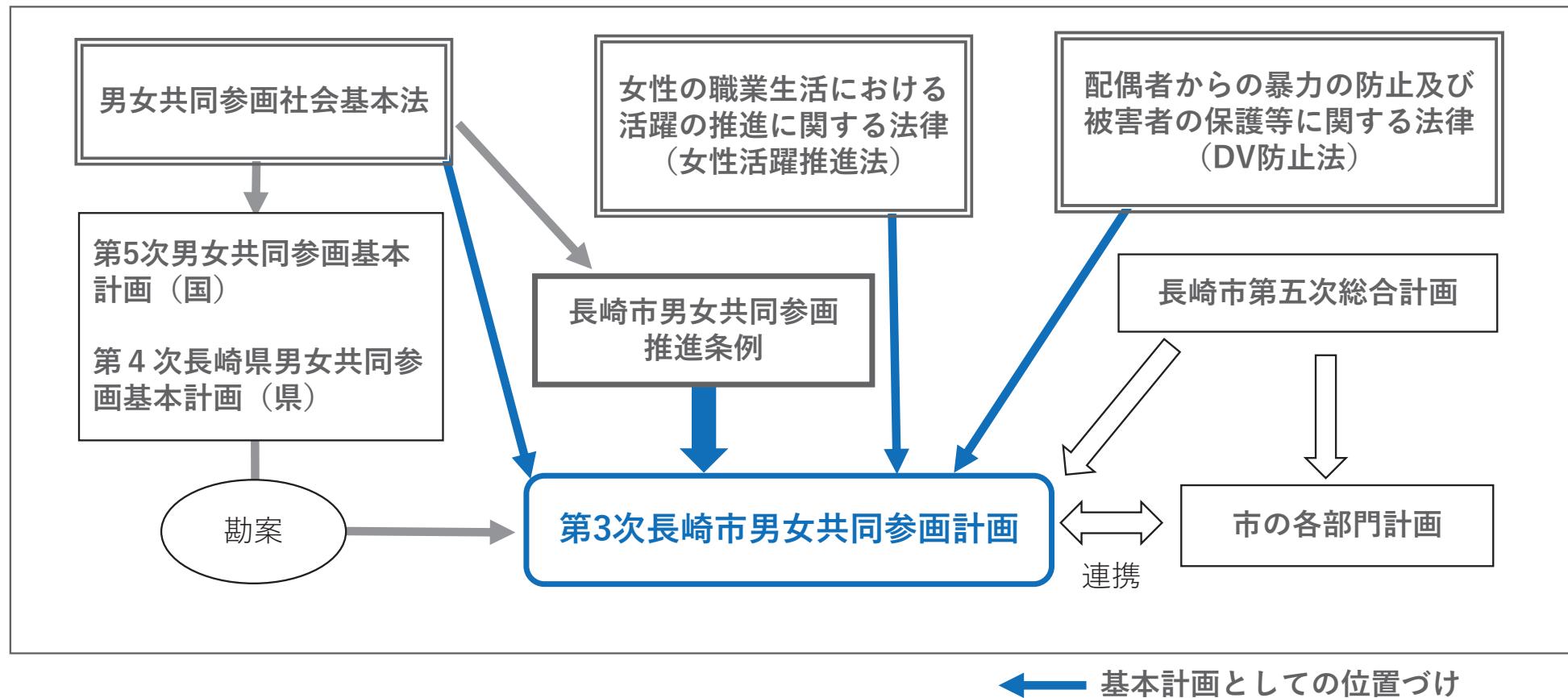
5 第2期長崎市地域まちづくり計画策定スケジュール

	R6	令和7年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進本部 幹事会		● 4/21 関係課長 会議	● 5/20 第1回				● 9/26 第2回				● 1月中旬 書面		
推進本部				● 6/30 第1回				● 10/7 第2回			● 1月中旬 書面		
地域コミュニティ推進審議会					● 8/6 第1回			● 10/29 第2回			● 2月上旬 書面		
長崎市議会								● 11月議会					
その他			● 5/13・5/14 意見交換 (大学生)		● 7/15～7/29 意見交換 (地域コミュニティ連絡 協議会：48地区)					パブコメ			

3 第3次長崎市男女共同参画計画 後期行動計画の策定について

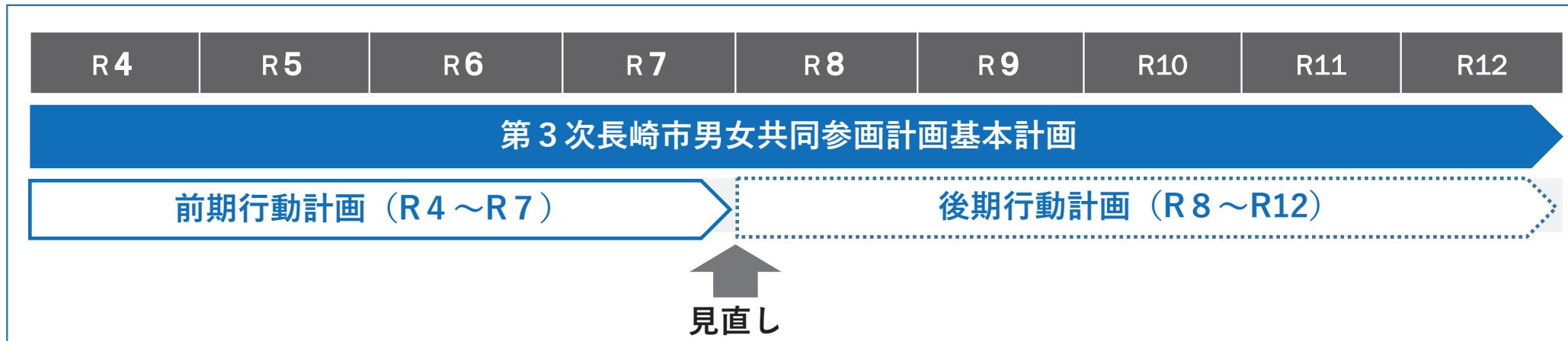
1 第3次長崎市男女共同参画計画について

(1) 計画の位置づけ



1 第3次長崎市男女共同参画計画について

(2) 計画の期間



(3)男女共同参画推進条例の基本理念

長崎市男女共同参画推進条例において、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしており、
第3次男女共同参画計画は、この基本理念に基づき策定している。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ア 男女の人権の尊重 | エ 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| イ 社会における制度又は慣行についての配慮 | オ 男女の互いの性の尊重と健康づくり |
| ウ 政策等の立案及び決定への共同参画 | カ 国際的協調 |

1 第3次長崎市男女共同参画計画について

(4) 前期行動計画の体系

推進目標		主要課題		施策の方向
I 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり	1	男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する情報発信 ★ (2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供 ★	
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の醸成 ★ (4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実 ★	
	3	互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発 (6) 妊娠、出産期における健康管理の支援	
	4	メディアにおける人権の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進 ★ (8) メディア環境における有害環境浄化への取組 ★	
II あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり	5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 女性の積極的な登用の促進 ★	
	6	女性のエンパワーメントの推進	(10) 女性の人材育成 ★ (11) 女性のチャレンジへの支援 ★	
	7	雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進 ★ (13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 ★ (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援 ★ (15) 地域における共同参画の促進	
	8	防災・復興における男女共同参画の推進	(16) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映	
III 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり	9	男女間における暴力の根絶	(17) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進 ● (18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進	

★:女性活躍推進法に基づく計画に位置付け ●:DV防止法に基づく計画に位置付け

2 前期行動計画の検証

(1) 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	目標値(R7)	実績値		
					R4年度	R5年度	R6年度
1 男女共同参画についての理解の浸透	1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合 (長崎市市民意識調査)	27.7% (H28～R2年度平均)	30.5%	15.4%	16.4%	20.2%
	2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	4,500人 (H28～R元年度平均)	7,800人	9,404人	11,370人	11,392人
	3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	76.2% (H29～R2年度平均)	100.0%	77.7%	94.5%	94.0%
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	4	職業講話の実施校の割合(学校運営調査)	77.1% (H29～R2年度平均)	80.0%	75.2%	76.1%	76.9%
	5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	10回 (H28～R2年度平均)	41回	50回	67回	66回
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	6	性教育に係る外部講師の活用率	27.0% (R2年度)	37.0%	34.9%	40.0%	46.2%
	7	妊婦の健康相談対応件数	2,919件 (R元年度)	2,919件	2,918件	4,487件	4,383件
4 メディアにおける人権の尊重	8	把握している社会環境実態調査対象店舗(市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など)への調査実施率	71.7% (R元年度)	100.0%	117.0%	100.3%	100.0%

太枠は目標値を達成した指標

2 前期行動計画の検証

(2) 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	目標値(R7)	実績値		
					R4年度	R5年度	R6年度
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.9% (H28～R2年度平均)	40.0%	22.8%	22.7%	23.3%
	10	市役所の女性職員の管理職への登用率	16.2% (H28～R2年度平均)	20.0%	16.6%	14.5%	16.6%
6 女性のエンパワーメントの推進	11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	13回 (H28～R2年度平均)	18回	28回	38回	33回
7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	12	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (H28～R2年度平均)	3事業所	2事業所	9事業所	3事業所
	13	市役所の男性職員の育児休業取得率	7.4% (R2年度)	13.0%	23.7%	36.0%	43.4%
	14	待機児童数	0人 (R元年度)	0人	0人	0人	0人
	15	放課後児童クラブ利用可能児童数	7,693人 (R元年度)	8,305人	8,631人	8,687人	8,735人
	16	地域活動や市民活動への参加意向割合	85.2% (R2年度)	87.7%	81.6%	83.8%	84.4%
8 防災・復興における男女共同参画の推進	17	女性市民防災リーダー数	201人 (R2年度)	250人	202人	210人	216人

太枠は目標値を達成した指標

2 前期行動計画の検証

(3) 推進目標III 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	目標値(R7)	実績値		
					R4年度	R5年度	R6年度
9 男女間における暴力の根絶	18	データDV防止授業開催数	22回 (H28～R2年度平均)	23回	20回	23回	25回
	19	アマランス相談の認知度	44.3% (H30年度)	53.0%	38.4%	38.3%	41.1%

太枠は目標値を達成した指標

3 素案について (1) 主な変更点

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6年4月1日）

【背景】

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。

【目的・基本理念】

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定

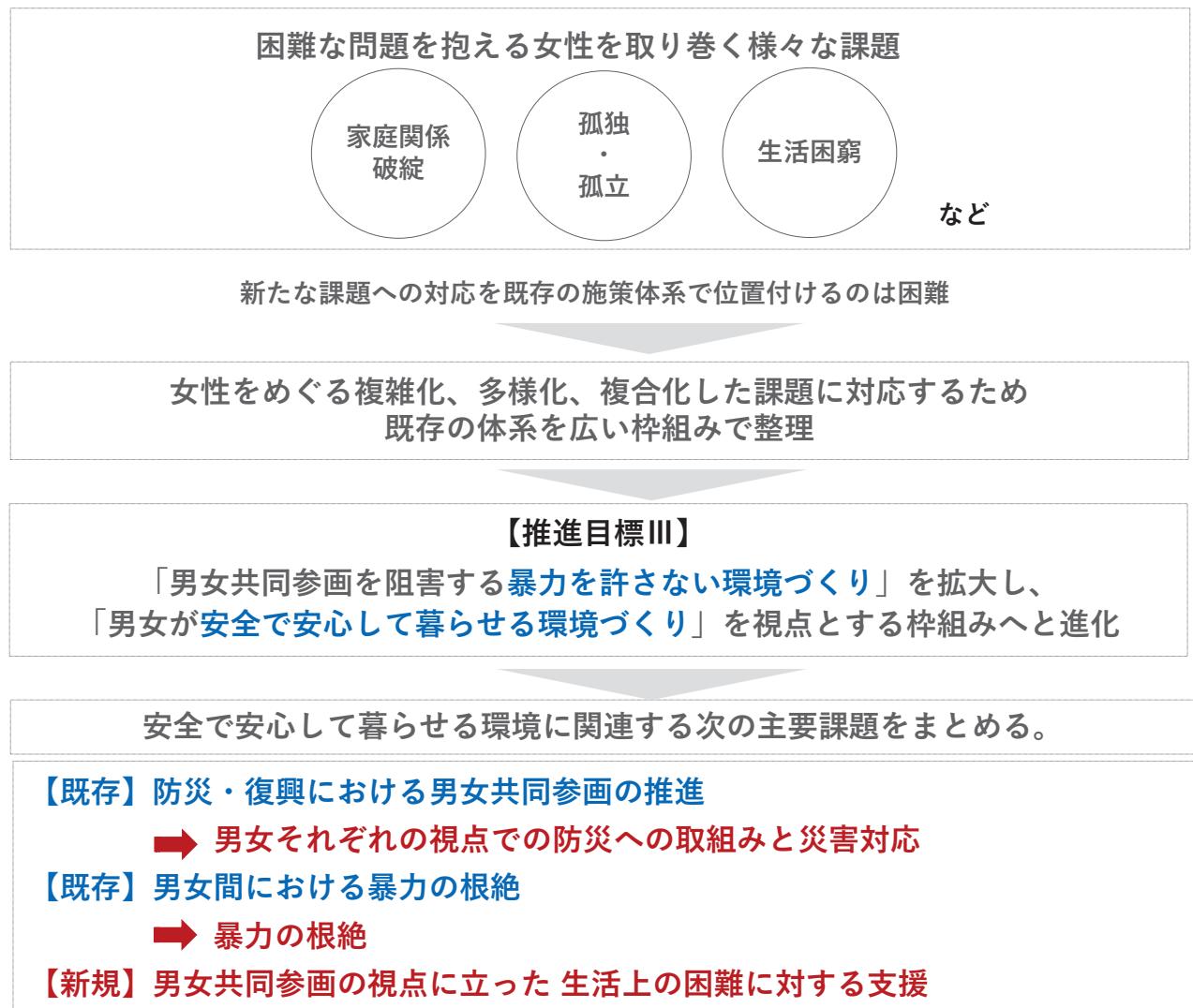
【国・地方公共団体の責務】

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記

法律に基づく基本計画の策定が努力義務（市町村）

3 素案について (1) 主な変更点

推進目標	主要課題	
I 男女がお互いの性の尊重と健康を守る意識づくり、 男女共同参画についての理解の浸透	1	男女共同参画についての理解の浸透
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
	3	互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
	4	メディアにおける人権の尊重
II 男女が安全で安心して暮らせる環境づくり、 男女共同参画等の立場への女性の参画拡大	5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
	6	女性のエンパワーメントの推進
	7	雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
	8	防災・復興における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり	9	男女間における暴力の根絶



3 素案について (1) 主な変更点

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 (令和5年6月)

「男女」の枠にとどまらない考え方の広がりへの対応

【参考】国・長崎県の計画での性的少数者に関する記述

	【国】 第5次男女共同参画基本計画	【長崎県】 第4次長崎県男女共同参画基本計画	【長崎市】 第3次長崎市男女共同参画計画
基本的な方針等	男女共同参画の取組みを進めることは、性的指向・性自認に関することなども含め、幅広く多様な人々を包括するインクルーシブな社会の実現につながる		なし
政策方針等	II 安全・安心な暮らしの実現 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 →性的指向・性自認に係る相談体制の充実、支援体制の整備	III 安全・安心な暮らしの実現 政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 →性的少数者等の困難な問題を抱える人の人権に関する研修、人権教育・啓発活動の促進	なし

後期行動計画の策定にあたって配慮する点

- 男女共同参画の取組みを進めることは、性的少数者を含む多様性を認めあう社会の実現につながるという基本的な考え方を記述する。
- 性的少数者に配慮した表現を行う。

※国、長崎県、長崎市ともに性的少数者に関する取組みは、人権分野の課題として整理しており、具体的な施策は人権教育・啓発に関する基本計画に示されている。

3 素案について (1) 主な変更点

後期行動計画の策定にあたって配慮する点

- 男女共同参画の取組みを進めることは、性的少数者を含む多様性を認めあう社会の実現につながるという基本的な考え方を記述する。
- 性的少数者に配慮した表現を行う。

国の第6次男女共同参画基本計画を踏まえ、本計画の根幹となる「計画策定の趣旨」への考え方の記述

男女共同参画を進めることが、
「誰もが暮らしやすい多様な幸せ（Well-being）の実現につながる」
旨を記載

3 素案について (2) 体系案について

【前期行動計画体系】

推進目標		主要課題	
I	男女がお互いの性を尊重し、理解し、 男女がお互いの性を尊重し、理解し、 男女がお互いの性を尊重し、理解し、 男女がお互いの性を尊重し、理解し、	1	男女共同参画についての理解の浸透
		2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
		3	互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
		4	メディアにおける人権の尊重
II	あらゆる分野において できるだけ男女が共同参画 できるだけ男女が共同参画 できるだけ男女が共同参画 できるだけ男女が共同参画	5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
		6	女性のエンパワーメントの推進
		7	雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)
		8	防災・復興における男女共同参画の推進
III	する環境暴力共同づきを参く許画りさな阻害	9	男女間における暴力の根絶

【後期行動計画体系（案）】

推進目標		主要課題	
I	男女がお互いの尊重し合う意識づくり	1	男女共同参画についての理解の浸透
		2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
		3	互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
		4	メディアにおける人権の尊重
II	あらゆる分野において男女が共同参画づくりでできる	5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
		6	女性のエンパワーメントの推進
		7	雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス
		8	暴力の根絶
III	男女が安全安心に暮らせる環境づくり	9	男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援
		10	男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応

3 素案について (2) 体系案について

推進目標	主要課題		施策の方向(案)	
I 男女がお互いの意識を理解し、尊重しあう	1 男女共同参画についての理解の浸透	(1)	男女共同参画に関する情報発信	
		(2)	男女共同参画の意識を高める機会の提供	
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3)	教育の場における男女平等意識の醸成	
		(4)	男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実	
	3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	
		(6)	妊娠、出産期における健康管理への支援	
	4 メディアにおける人権の尊重	(7)	男女共同参画の視点に立った表現への理解促進	
		(8)	メディア環境における有害環境浄化への取組	
II 男女らがゆる会つくりで起きている	5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9)	女性の積極的な登用の促進	
		(10)	女性の人材育成	
	6 女性のエンパワーメントの推進	(11)	女性のチャレンジへの支援	
		(12)	多様な働き方ができる労働環境づくりの促進	
	7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(13)	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透	
		(14)	家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援	
		(15)	地域における共同参画の促進	
III 環境づくりによる男女安心感の確保	8 暴力の根絶	(16)	DV(配偶者等からの暴力)対策の推進	
		(17)	セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進	
	9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	(18)	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	
	10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応	(19)	防災・復興への男女共同参画の視点の反映	

3 素案について (2) 体系案について(主な変更点)

推進目標III 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

DVやセクシュアル・ハラスメントなどの様々な暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではなく、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つでもあります。また、社会的・経済的な男女間の格差等を起因とする多様かつ複合的な困難を抱える女性等への支援や、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点の浸透の必要性も再認識されています。

誰もが安全に安心して暮らせる環境の実現のために、男女共同参画の視点に基づいた意識啓発やきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
8 暝の根絶	(16) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進	70	DVに関する正しい理解のための講座の開催	人権男女共同参画室
		71	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	人権男女共同参画室
		72	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座（デートDV防止授業）の開催	人権男女共同参画室 学校教育課
		73	相談員の資質向上及び心理的ケア（ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加）	人権男女共同参画室
		74	DV被害者支援連絡会議の運営	人権男女共同参画室
		75	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅（目的外使用の住戸）の確保	建築総務課

3 素案について (2) 体系案について(主な変更点)

推進目標III 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
8 暴力の根絶	(16) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進	76	DVに関する相談（アマランス相談）	人権男女共同参画室
		77	一般相談、法律相談（市民相談）	自治振興課
		78	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)	住民情報課
		79	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	人権男女共同参画室
		80	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者すこやか支援課
		81	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	高齢者すこやか支援課
		82	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営（障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施）	障害福祉課
		83	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	人権男女共同参画室 子育てサポート課

3 素案について (2) 体系案について(主な変更点)

推進目標III 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
8 暴力の根絶	(17)	セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進	84 セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	人権男女共同参画室
			85 セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	人権男女共同参画室
9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	(18)	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	86 【新規】困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援	人権男女共同参画室
			87 【新規】関係機関等と連携した支援体制の充実（支援内容の協議、情報交換等）	人権男女共同参画室
			88 【新規】女性支援やDV防止等の活動を行っている民間団体等との連携体制の充実	人権男女共同参画室
			58 【新規】(再掲)ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	こども政策課

3 素案について (2) 体系案について(主な変更点)

ウ 推進目標III 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応	(19) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映	89	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	防災危機管理室 人権男女共同参画室
		90	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	防災危機管理室
		91	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	防災危機管理室 人権男女共同参画室
		92	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	人権男女共同参画室

4 主要指標について

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	前期計画の目標値	目標値(R12年度)	所管課
1 男女共同参画についての理解の浸透	1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2% (R6年度)	30.5%	30.7%	人権男女共同参画室
	2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	11,392人 (R6年度)	7,800人	11,200人	人権男女共同参画室
	3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	94.0% (R6年度)	100%	94.5%	人権男女共同参画室
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	4	職業講話の実施校の割合（学校運営調査）	76.9% (R6年度)	80.0%	80.0%	学校教育課
	5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	66回 (R6年度)	41回	66回	人権男女共同参画室
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	6	性教育に係る外部講師の活用率	46.2% (R6年度)	37.0%	48.0%	学校教育課
	7	こども家庭センターでの妊婦の健康相談対応件数	2,438件 (R6年度)	2,451件	1,927件	子育てサポート課
4 メディアにおける人権の尊重	8	把握している社会環境実態調査対象店舗（市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など）への調査実施率	100.0% (R6年度)	100.0%	100.0%	こども相談センター（こどもみらい課）

4 主要指標について

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	前期計画の目標値	目標値(R12年度)	所管課
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.3% (R6年度)	40.0%	40.0%	行政体制整備室
	10	市役所の女性職員の管理職（課長級以上）への登用率	16.6% (R6年度)	20.0%	20.0%以上	人事課
6 女性のエンパワーメントの推進	11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	33回 (R6年度)	18回	33回	人権男女共同参画室
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	12	誰もが男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (R6年度)	3事業所	9事業所	人権男女共同参画室
	13	市役所の男性職員の2週間以上の育児休業取得率	40.2% (R6年度)	—	85.0%	人事課
	14	待機児童数	0人 (R7年度)	0人	0人	幼児課
	15	放課後児童クラブ利用可能児童数	8,735人 (R6年度)	8,305人	8,850人	こどもみらい課
	16	地域活動等に参加したいと思う人の割合（長崎市市民意識調査） 地域活動や市民活動への参加意向割合	84.4% (R6年度)	87.7%	85.0%	自治振興課

4 主要指標について

推進目標Ⅲ 男女が安心安全に暮らせる環境づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	前期計画の目標値	目標値(R12年度)	所管課
8 暴力の根絶	17	データDV防止授業開催数	25回 (R6年度)	23回	25回	人権男女共同参画室 学校教育課
	18	DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合（長崎市市民意識調査） アマランス相談の認知度	41.1% (R6年度)	53.0%	50.0%	人権男女共同参画室
9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	19	【新規】相談したことで何らかの改善又は変化を得た女性の割合	92.7% (R6年度)	—	96.5%	人権男女共同参画室
10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応	20	女性市民防災リーダー数	216人 (R6年度)	250人	270人	防災危機管理室

【参考】後期行動計画策定スケジュールについて

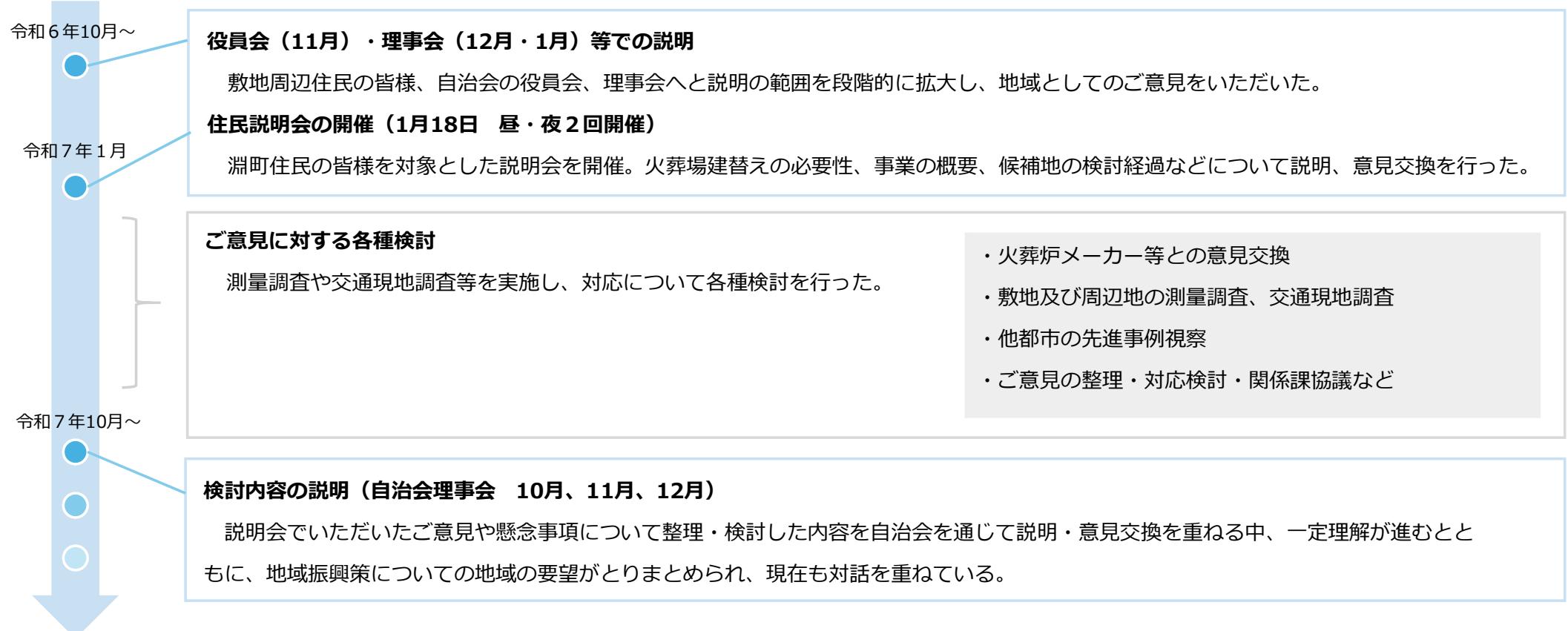
令和7年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
推進本部 幹事会				● ・前期振り返り ・体系案説明	● ・取組内容、 指標見直し 検討			● ・素案確認		● ・パブコメ 対応			
推進本部					● 第1回 7/29 ・前期振り返り ・体系案説明			● 第2回 11/4 ・素案確認			● (書面確認) ・パブコメ報告 ・最終案確認		
男女共同参画審議会					● 第1回 8/21 ・諮問 ・R6進捗報告 ・体系案審議			● 第2回 11/13 ・素案審議		● 第3回 2月頃 ・原案審議 ・答申			
長崎市議会								● 11月議会 所管事項調査					
その他									● パブコメ				

4 新火葬場整備にかかる建替え場所の検討状況について

1. 地元住民への説明状況

(1) これまでの説明状況

令和6年10月以降、自治会等を中心に周辺住民への説明を重ね、いただいたご意見に対する市の考え方を整理・検討を進めてきた。検討内容の説明を通じて、一定ご理解をいただきつつあり、現在は、地域振興策などについて対話を重ねているところである。



2. 主なご意見及び対応状況

(1) 主なご意見と説明状況

これまで住民説明会等でいただいた主なご意見と対応状況は、次のとおりである。

主なご意見	地元への説明内容	対応時期
候補地選定等に関すること	選定にかかる考え方や選定経過、地元の理解を得て建替え場所を決定することなどについて説明	住民説明会等において説明を行ったもの
現在の火葬状況や建替え後の火葬設備等に関すること	現火葬場の運営状況や、近年整備された火葬場を例に、施設や火葬設備の性能が向上していることなどを説明	
事業スケジュール等に関すること	火葬のピークを迎えると見込まれる令和17年度までに、供用開始を目指すことや工事に必要な期間などについて説明	
工事車両の運行等に関すること	工事車両の運行については、住民の安全に配慮し、住民生活への影響を最小限に抑えていく取り組みなどについて説明	
地域の環境整備・地域振興に関すること	地域の課題や要望を踏まえ、市として真摯に対応していくことについて説明	
火葬炉の性能や長期的な性能維持に関すること	最新の火葬炉を導入し性能の向上を図ること、長期的な性能維持のために炉の更新を見据えた設計を検討すること、長期的維持管理について、計画的に実施することなどについて説明	各種調査等を踏まえ、対応を検討し、令和7年10月の自治会理事会以降説明を行ったもの
敷地の造成や建物配置に関すること	敷地及び周辺地の測量調査を踏まえ、多角的に検討を行った内容について説明 ※詳細は次ページ参照。	
周辺の交通問題（市道稻佐町若草町との交差点における交通渋滞など）に関すること	現地調査（平日・休日4日間定点カメラ設置）を実施。現状の把握と要因を分析し、対応案について検討した内容を説明	

2. 主なご意見及び対応状況

(2) 敷地の造成、建物の配置

住民の皆様からいただいたご意見のうち、敷地の造成や建物の配置について検討を進めるため、令和7年6月までに現在地及び周辺について測量調査を実施し、造成や建物配置について検討し、現時点での検討内容について住民の皆様へ説明を行った。

ア 調査結果を踏まえた検討内容

(ア) 地形的制約への対応

○大規模な造成工事を避け、極力地形を生かして建設する必要がある。

- ・現火葬場から最上段の駐車場まで、約13mの高低差がある。
- ・敷地に河川が隣接しており、河川との高低差を考慮する必要がある。
- ・周辺の状況などから、土質については固い岩盤が想定される。

(イ) 周辺住宅への配慮

○近隣の住宅に対し、工事や建物の設計・建物配置など配慮が重要である。

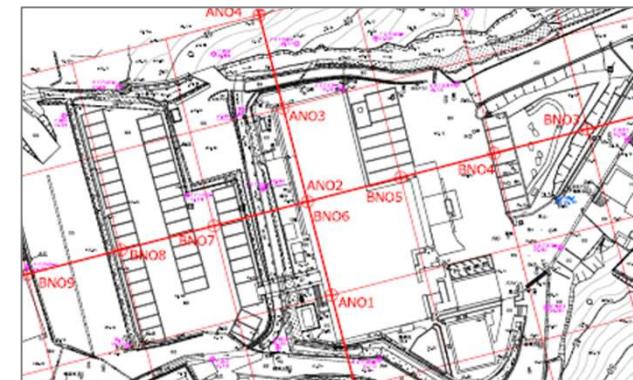
- ・建物と住宅エリアとの距離を一定確保する必要がある。
- ・建物の高さ、排気筒の位置、外からの見え方などに配慮が必要である。
- ・敷地境界の緩衝帯、利用者の動線・視線など配慮が必要である。

イ 検討における課題

より具体的な敷地の造成、建物の配置の検討にあたっては、詳細な土質調査を実施し、住民の皆様のご意見もいただきつつ検討を進める必要がある。



測量平面図



測量横断図



3. 今後の動き

(1) 今後の動き

建設場所の決定については、基本構想で示しているとおり、周辺住民の理解を得て決定することとしている。そのため、建設場所の決定については、地域振興策も含め周辺住民との信頼関係を構築した上で、適切な時期に判断する。

今後、建設場所について住民の皆様のご理解が得られれば、より具体的な検討・調査段階へ進めていく。

ア 建設場所決定以降の主な事業の内容（事業手法の決定まで）

（ア）新火葬場整備基本計画の策定

- ・建設場所
 - ・施設・設備に関する基本的な方針など
- ※パブリックコメントを経て策定

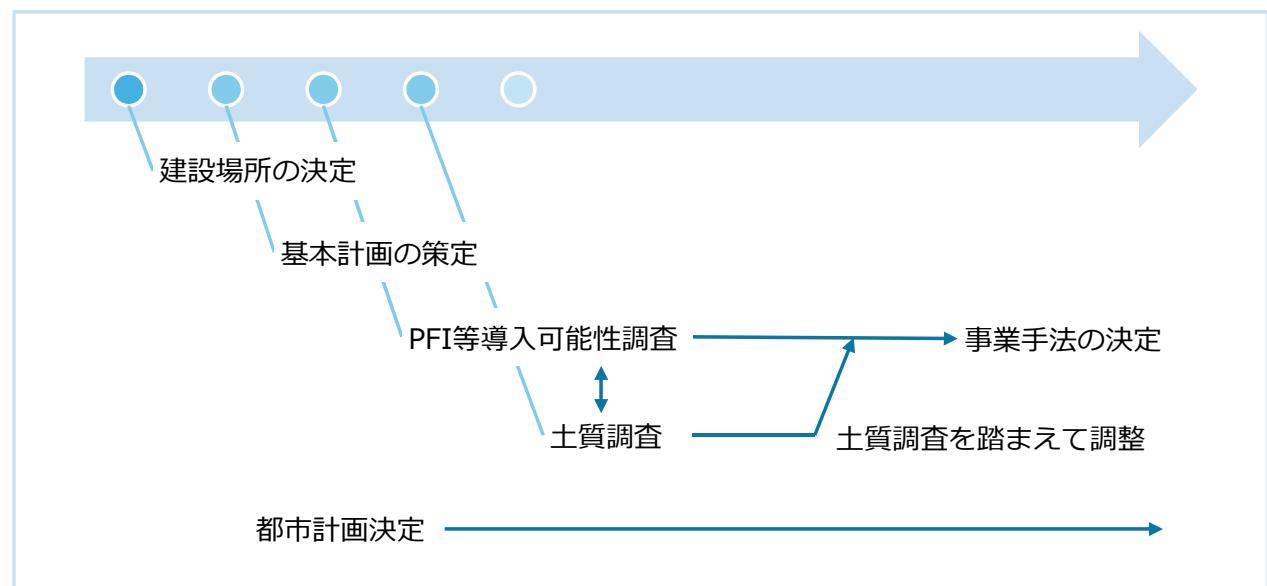
（イ）都市計画の決定

（ウ）PFI等導入可能性調査

- ・モデルプランの作成
- ・概算事業費の算定
- ・事業手法の検討など

（エ）土質調査

- ・敷地の土質調査



5 ながさきピース文化祭2025の報告について

1 概要

(1) 正式名称（愛称）

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭
(ながさきピース文化祭2025)

(2) キャッチフレーズ

文化をみんなに

(3) 会期

2025年(令和7年)9月14日(日)～11月30日(日)【78日間】

(4) 主催

文化庁、厚生労働省、長崎県、県内市町、県実行委員会、市町実行委員会、
文化団体、障害者関係団体



2 実施計画

(1) 長崎県実行委員会及び県主催事業

- ア 開会式 令和7年 9月14日（日） アルカスSASEBO
- イ 閉会式 令和7年11月30日（日） 長崎ブリックホール

イ コア事業（9事業）

※長崎県の文化芸術資源を活用して、観光など人口拡大や地域振興につながる広域的な事業

ウ 地域文化発信事業（11事業）

エ 障害者交流事業（5事業）

(2) 市町実行委員会主催事業

- ア 地域文化発信事業（計134事業／うち、長崎市実行委員会主催事業 29事業）
- イ 分野別交流事業（計 23事業／うち、長崎市実行委員会主催事業 8事業）

障害者交流事業
3事業
含む

3 開会式・閉会式

(1) 開会式

- ・日 時：令和7年9月14日(日) 13時55分～16時55分
- ・会 場：アルカスSASEBO
- ・総合演出：金沢知樹（アンバサダー、脚本家）
- ・総合司会：長濱ねる（アンバサダー、俳優）、吉井誠（KTNアナウンサー）
- ・国家独唱：さだまさし（スペシャルアンバサダー、歌手）
- ・出 演 者：水上恒司（アンバサダー、俳優）、石川綾子（ヴァイオリニスト）、
EXILE TAKAHIRO（アンバサダー、アーティスト）、長崎亭キヨちゃんぽん（お笑い芸人）、
森保まどか（ピアニスト／タレント）ほか県内文化団体など
- ・プログラム：プロローグ（合唱、オーケストラ演奏など）
式典（国家独唱、主催者挨拶など）
フェスティバル（伝統芸能、ダンス、音楽など）
エピローグ（ヴァイオリン演奏、太鼓演奏、YOSAKOIなど）

(2) 閉会式

- ・日 時：令和7年11月30日（日） 14時00分～16時00分
- ・場 所：長崎ブリックホール
- ・総合演出：金沢知樹（アンバサダー、脚本家）
- ・総合司会：本田舞（KTNアナウンサー）、秋山大輝（ラジオパーソナリティ、イベントMC）
- ・出 演 者：さだまさし（スペシャルアンバサダー、歌手）、水上恒司（アンバサダー、俳優）※映像出演
ほか県内文化団体など
- ・プログラム：オープニング（成果振り返りの映像など）
式典（主催者挨拶、大会旗の引継ぎなど）
次期開催県アトラクション
グランドフィナーレ（伝統芸能、合唱、ダンスなど）

4 長崎市実行委員会主催事業（9月）

※来場者速報値は11月21日現在

分野別交流事業

地域文化発信事業

No.	事業名	開催日	会場	来場者速報値
1	ながさき流鏑馬まつり in 長崎	9月14日(日)	県庁舎跡地	1,250人
2	長崎オリジナル刺繡体験	9月14日(日)～15日(月・祝)、19日(金)、26日(金)、10月3日(金)～5日(日)、10日(金)、17日(金)、24日(金)、31日(金)、11月7日(金)～9日(日)、14日(金)、21日(金)、28日(金)	長崎歴史文化博物館	110人
3	長崎OOLOVERS インスタグラム写真投稿キャンペーン	9月14日(日)～10月13日(月・祝)	Instagram	4,780人
4	歴史、文化、進化を感じるまちあるき×ながさきピース文化祭2025	9月14日(日)～11月30日(日)	長崎市内	9,900人
5	ながさき・ピース・クラフト・コンテスト	9月14日(日)～11月30日(日)	オンラインほか	1,545人
6	～長崎居留地 合唱とオペラの丘プロジェクト～ 合唱 オペラ「愛の妙薬」	(居留地音楽祭) 9月20日(土)～21日(日) (オペラ「愛の妙薬」) 10月26日(日)	(居留地音楽祭) 長崎居留地 (オペラ「愛の妙薬」) 長崎ブリックホール	1,400人
7	長崎国際音楽フェスティバル2025	9月20日(土)～21日(日)	長崎ブリックホール	1,100人
8	茶道の祭典	(裏千家) 9月21日(日) (表千家) 10月12日(日)～13日(月・祝)	長崎県庁	2,400人
9	長崎プッチーニフェスティバル2025	9月27日(土)～28日(日)	長崎ブリックホール	2,130人
10	第48回長崎郷土芸能大会	9月28日(日)	長崎市民体育館	1,660人

4 長崎市実行委員会主催事業（10月）

※来場者速報値は11月21日現在

分野別交流事業

地域文化発信事業

No.	事業名	開催日	会場	来場者速報値
11	全国邦楽合奏フェスティバル in 長崎	10月4日(土)～6日(月)	長崎ブリックホール ほか	800人
12	恐竜今昔物語～長崎における化石研究の軌跡～	10月4日(土)～31日(金)	長崎市恐竜博物館	6,190人
13	遠藤周作を偲ぶ一日	10月11日(土)	長崎ブリックホール	310人
14	中山民俗舞踊研究所 全国大会	10月12日(日)	長崎ブリックホール	1,500人
15	長崎の教会で歌おう「祈りの合唱の祭典」	10月12日(日)～13日(月・祝)	浦上教会	1,050人
16	被爆80年記念 平和と音楽の調べ 長崎ピース交響詩～音楽が奏でる愛の4楽章～	10月12日(日)、26日(日)、11月2日(日)、 9日(日)	長崎原爆資料館	520人
17	世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」 登録10周年記念 フォトコンテスト写真展	10月14日(火)～31日(金)	長崎県庁	550人
18	長崎市障害者アート作品展	(長崎県美術館) 10月16日(木)～19日(日) (長崎市役所) 10月21日(火)～24日(金)	長崎県美術館 長崎市役所	1,570人
19	被爆80年記念 原爆死没者名簿筆耕 森田孝子大書道展	10月18日(土)～26日(日)	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館	6,150人
20	第73回長崎市民音楽祭	10月19日(日)	長崎ブリックホール	710人
21	被爆80年記念 国連軍縮週間行事 市民のつどい	10月25日(土)	長崎原爆資料館前 階段下広場	900人

4 長崎市実行委員会主催事業（11月）

※来場者速報値は11月21日現在

分野別交流事業

地域文化発信事業

No.	事業名	開催日	会場	来場者速報値
22	～舞台は長崎～オペラ「蝶々夫人」全幕公演	11月1日(土)～2日(日)	長崎ブリックホール	2,460人
23	川柳の祭典	11月2日(日)	長崎ブリックホール	230人
24	小倉百人一首競技かるた全国大会	11月2日(日)～3日(月・祝)	長崎県立総合体育館	610人
25	市民参加舞台「或る長崎の灯り～三つの小作品～」	11月8日(土)～9日(日)	長崎ブリックホール	460人
26	大正琴の祭典	11月9日(日)	長崎市民会館	200人
27	遠藤周作と小説「沈黙」の舞台をめぐるバスツアー	11月15日(土)	外海地区	20人
28	全日本健康マージャン交流大会	11月15日(土)～16日(日)	出島メッセ長崎	290人
29	レッツ・インジョイ！みんなで「音」フェス ～観て、聞いて、参加して、1日まるごと音楽三昧～	11月15日(土)～16日(日)	チトセピアホール 北公民館	620人
30	ミュージカル「出島から地球を見た男」 ～阿蘭陀通詞 志筑忠雄伝～	11月15日(土)～16日(日)	長崎ブリックホール	1,300人
31	ハートセンター文化祭	11月16日(日)	長崎市 障害福祉センター	650人
32	被爆80年記念 ピーター・タウンゼントDAY 映画と朗読・音楽で紡ぐ平和への想い	11月22日(土)	長崎原爆資料館	
33	Nagasakiまちなか文化祭	11月22日(土)～23日(日・祝)	ベルナード観光通り ほか	
34	いけばなの祭典～いける・いかす・いきる～	11月22日(土)～24日(月・振)	長崎ブリックホール	
35	ながさきピース文化祭2025 日本舞踊公演	11月23日(日・祝)	長崎ブリックホール	
36	INFINITY NAGASAKI PEACE	11月23日(日・祝)	長崎港松が枝国際 ターミナル	
37	被爆80年記念 平和映画祭	11月29日(土)～30日(日)	長崎原爆資料館	

(参考) 長崎市実行委員会主催事業の様子



(参考) 長崎市実行委員会主催事業の様子



(参考) 長崎市実行委員会主催事業の様子



(参考) 長崎市実行委員会主催事業の様子



(参考) 長崎市実行委員会主催事業の様子



(参考) 長崎市実行委員会主催事業の様子

